

参考資料

用語解説

用 語 解 説

1 生きがいデイ教室

介護を必要としない高齢者（おおむね 60 歳以上の者をいう。以下同じ。）が、心身の健康保持及び教養の向上を図ることにより介護を必要とする状態となることを予防するとともに、高齢者の社会的孤独感を解消し、生きがいと社会参加の促進のために、学校の余裕教室等を利用して、市内 6 か所に開設している。

2 育児・介護休業法

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」のこと。平成 3（1991）年施行。事業主に対して、労働者が育児休業・介護休業の申し出や取得をしたことを理由に解雇や不利益な取り扱いをすることを禁止。平成 17（2005）年 4 月には、育児・介護休業の対象労働者の拡大、育児休業期間の延長、介護休業の取得回数の緩和、子の看護休暇制度が創設された。さらに平成 21（2009）年 6 月の改正では、父母がそろって育児休業を取得できるよう条件を緩和、子の看護休暇制度の拡充、介護のための短期休暇制度が創設された。

3 NPO

民間の非営利団体のなかで、市民が主体となり公益的な活動を行っている団体。（静岡県の考え方を準用）平成 10（1998）年 12 月「特定非営利活動促進法（NPO法）」が施行され、NPOが法人格を比較的簡便に取得できるようになった。また法制化によって、NPOが社会的に認知されるようになった。

4 エンパワーメント

個人や集団が能力をつけること。能力の開発と発揮。「女性のエンパワーメント」では女性が政治・経済・社会・家庭などあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる実力をつけようとするをいう。

5 家族経営協定

農家における家族員の平等な経営参画を保障するために、家族員相互間での話し合いによって合意した事項を書面などで取り決めること。協定の内容は農業経営にかかわる労働時間・労働報酬・経営移譲に関するもの、生活経営に関する家事労働・家計費・資産の譲渡に関するものなどである。家族経営協定を結ぶことの利点としては、女性（妻）が農業者年金に加入することができ、共同経営者としての地位や役割が明確になることや、後継者の意識向上につながるなどがあげられ、近代的な農業経営が確立することである。

6 家内労働法

家内労働者の工賃の最低額、安全・衛生その他の事項を定め、労働条件の向上を図るための法律。昭和 45（1970）年施行。

7 クォータ制

政策決定の場の男女の比率に偏りがないように男女の人数を制度として割り当てること。

8 ケアマネジャー

介護保険法に基づいて定められたケアマネジメントの専門職。要介護認定等を受け

た方が適切な介護サービスを受け、自立した生活を送ることができるように、ケアプランを作成し市町村・事業者・施設間の連絡調整をする。

9 寿大学

高齢者の生きがいづくり、ふれあいと親睦を図ることを目的に、市の委託を受け三島市老人クラブ連合会が運営、年間 10 回程度を開催している。内容は、健康、歴史、環境、食育、交通安全、など多岐にわたる。

10 国連開発計画 (UNDP)

世界の開発とそれに対する援助のための国連総会の補助機関のこと。開発途上国の経済、社会的開発のためにプロジェクト策定等を行っている。

11 ジェンダー

「女らしさ」、「男らしさ」といった社会的・文化的・経済的につくられる性差のこと。日常生活における行動様式や心理的特徴、男女の性役割などが個人とは関係なく、性別によって期待され振り分けられる区分のこと。男女の生物学的な性差（セックス）とは区別して用いる。

12 ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM)

国連開発計画 (UNDP) による指数で、女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参画できるか測るもの。国会議員、専門職・技術職、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出。

13 ジェンダー・ギャップ指数 (GGI)

世界経済フォーラムが各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済・教育・政治・保健分野のデータから算出し、0 が完全不平等、1 が完全平等を意味

している。

14 シルバー人材センター

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(昭和 46 (1971) 年施行。平成 16 (2004) 年 12 月、平成 18 (2006) 年 4 月改正。) に基づいて、市区町村単位に設置された公益法人のこと。定年退職者などの高齢者に、このライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業(特別な知識、技術を必要とする就業)」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとする様々な社会参加を通じて高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献するもの。会員はその市区町村在住で 60 歳以上の健康で働く意欲のある者。

15 次世代育成支援対策推進法

次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を進めるために平成 17 (2005) 年に施行。国や地方公共団体による取り組みだけではなく、事業主に対しても、仕事と家庭生活との両立を図るために必要な雇用環境の整備等を行動計画として策定し、都道府県労働局へ届け出ることが義務付けられた。平成 20 (2008) 年の改正では、行動計画の策定・届出の義務付け範囲が、「労働者 301 人以上」から「101 人以上」の事業主へと拡大された。(範囲拡大の施行は平成 23 (2011) 年 4 月 1 日)

16 女子差別撤廃条約

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約のこと。締結国に対し、政治的・公的・経済的・社会的活動における差別の徹発のために適切な措置をとることを求めている。昭和 54 (1979) 年国連総会で採択、昭和 56 (1981) 年発効。日本は昭和

60 (1985)年に締結。

17 精神保健福祉士

平成 9 (1997) 年成立の精神保健福祉法によって定められた国家資格。心の病を負ったことにより、様々な障害を抱えた人々に対して、生活問題や社会問題の解決のための援助や社会参加に向けての支援を行う。

18 世界経済フォーラム

スイスのジュネーブに本部を置く非営利財団。知職人、ジャーナリスト、トップ経営者、国際的な政治指導者が一堂に会し、健康や環境等世界が直面する重大な問題について議論する場となっている。

19 セクシュアル・ハラスメント

(セクハラ)

労働や教育など、公的な場における社会関係において、性的な言動によって相手の望ましい行為を要求したり、身体的な接触を要求したり、それを拒んだ相手に対して不利益を与えたりする性的嫌がらせのこと。

20 総合型地域スポーツクラブ

学校体育施設や地域のスポーツ施設を拠点に、地域住民が主体的に運営し、だれもが年齢・興味・関心、体力、技術・技能レベルなどに応じて、質の高い指導者のもとで多種目にわたりスポーツ活動が行えるクラブのこと。

21 男女共同参画社会基本法

平成 11 (1999) 年 6 月公布・施行された法律で、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調という 5 つの理念を定め、こ

の基本理念にのっとり、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に努めることという、それぞれの責務を明らかにしている。その上で、国に対し男女共同参画基本計画を、都道府県に対し男女共同参画計画を定めなければならないとし、市町村に対しては計画の策定を努力義務としている。

22 男女共同参画社会づくり宣言事業所

男女共同参画社会実現に向け、積極的に取り組むことを宣言した県内の事業所・団体。三島市内では平成 22 年 10 月 5 日現在で 20 事業所が宣言している。

23 男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」のこと。昭和 61 (1986) 年施行。平成 9 (1997) 年 6 月の改正では女性に対する募集、採用、配置などの差別禁止規定や、セクシュアル・ハラスメントの防止などの雇用管理上の規定を新設。平成 18 (2006) 年 6 月の改正では性別による差別禁止の範囲拡大やセクシュアル・ハラスメント対策措置の義務化などが行われ、平成 19 (2007) 年 4 月から施行。

24 地域子育て支援センター

本町子育て支援センター及び民間保育園 10 か所で育児相談、子育てサークル等の育成、支援、子育て講座等を実施し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っている。

25 地域ときめき女性連絡協議会

平成 10 年度に県知事認定の「静岡県農山漁村ときめき女性」を中心に発足し、平成 22 年度現在「トマト」・「キャロット」・「まめの木」の 3 グループ 14 名で活動している。

地域農産物を活用した特産品づくりや農産物加工品の販売など農業の担い手としての女性の経済的地位向上や地域活性化に取り組んでいる。

26 地域包括支援センター

地域における高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健・医療の向上、福祉の増進を包括的に支援する中心的機関。

27 ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者・交際相手等からの暴力。身体的暴力だけでなく、無視・ののしりなどの精神的暴力、性行為の強要などの性暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力も含まれる。

28 人間開発指数（HDI）

国連開発計画（UNDP）による指数で、「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活」という人間開発の3つの側面を測定したもの。平均寿命、教育水準、調整済み一人当たり国内総生産を用いて算出。

29 バリアフリー

高齢者や障害のある人などが社会参加する上で行動の妨げになる様々な障壁を取り除くこと。

30 ファミリーサポートセンター

急な残業の際などの変動的、変則的な保育・介護ニーズに対応するため、「援助を受けたい人」「援助を提供できる人」が会員となり、地域において育児の相互援助活動を行う会員組織を設置し、サービスを提供するもの。

①保育園の保育開始時間までと保育時間終了後の子どもの送り迎えと預かり②子ど

もが軽い病気や突発的な事情が生じたときの子どもの預かり③学校の放課後、学童保育終了後の子どもの預かり④高齢者等の食事の準備や後片付け⑤高齢者等の部屋の掃除や洗濯⑥高齢者等の通院・買い物などに付き添うなどが提供できるサービスである。

三島市では育児部分のみ平成13年10月から福祉事務所にファミリーサポートセンターを立ち上げ、実施している。平成22年3月31日現在の会員数は、727人となっている。

31 婦人相談所

「売春防止法第34条第1項」により、各都道府県に設けられた行政機関であり、「要保護女子」（売春を行うおそれのある女子）の早期発見、未然防止や保護再生の業務を行っている。また、「配偶者暴力相談支援センター」としてドメスティック・バイオレンス被害者の支援機能も併せ持つ。

32 法定雇用率

障害のある人の雇用の場を確保するために、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35（1960）年施行）に基づき、民間企業、国、地方公共団体に対して、障害のある人の雇用について、義務付けられた割合。一般の民間企業で1.8%、国、地方公共団体で2.1%等。

33 三島市子どもを守る地域ネットワーク

三島市要保護児童対策地域協議会のこと。要保護児童の早期発見や適切な保護を行うこと、DVの被害者への適切な処遇を図ることを目的として設置された。

34 三島市職員行動計画

「次世代育成支援対策推進法」に基づく、特定事業主行動計画として、事業主の立場から、仕事と子育ての両立を支援し、子ど

もたちが健やかに育つことができるように職場環境を整備するため、三島市職員を対象に策定されたもの。

35 三島市民家族団らんの日

三島市では、人と人との食卓を囲みながらふれあう日として、毎月19日を「三島市民家族団らんの日」と定めた。家庭が食育の根底であることから、食を通して家族がコミュニケーションを図り、家族の絆を深め、家族や友人と食を楽しむことで個食（一人で食べること）等の食生活を見直す機会とすることを目的としている。食育月間で食育の日にあたる平成20年6月19日をスタートに家族や友人等で楽しく食卓を囲むきっかけづくりに努めている。

36 ユニバーサルデザイン

まちづくりやものづくりなどを進めるにあたり、年齢、性別、身体、国籍などに関わらず、はじめからできるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した環境、建物・施設、製品などのデザインをしていこうとする考え方。

37 ワーク・ライフ・バランス

（仕事と生活の調和）

仕事と生活の時間をバランスよく配分し、仕事上の責任を果たしつつも仕事以外の生活（家庭だけでなく、地域活動や個人の趣味なども含まれる）でやりたいことを実現させる、そのようなライフスタイルを築こうという考え方。

38 わが社の家族団らんの日行動宣言

「三島市民家族団らんの日」の趣旨に賛同する市内事業所が市民に向けて行う行動宣言のこと。宣言内容は家族団らんの機会の創出に向け、各事業所が「ノー残業デー」の創設や「ワーク・ライフ・バランス」の

実現への取り組みなど、長年にわたり培ってきたノウハウを生かした取り組みとする。平成22年10月末現在で宣言事業所は23社。

（配列は50音順）